

佐野市骨髄移植手術その他の理由による 予防接種再接種費助成について

骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方に対して、任意で再度の予防接種を受ける際の費用の一部または全額を助成します。

※本助成制度は、再接種前に事前申請が必要となります。事前申請を行わずに再接種した場合は、費用助成の対象外となりますのでご注意ください。

助成対象の要件

次のすべての要件を満たす方。

- ・再接種を受ける日において佐野市に住民登録があること。
- ・予防接種法が規定する定期予防接種が接種済みであること。
- ・骨髄移植手術その他の理由により接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できず、再接種が必要と医師に判断されていること。
- ・日本の医療機関で20歳の誕生日前日までに再接種を受ける予定であること
(ただし、一部ワクチンで年齢制限あり)。

対象予防接種

次のすべての要件を満たす方を対象とします。

- ・接種済みの定期接種で、医師に接種の必要性が認められた予防接種であること
- ・予防接種法に規定するA類疾病に係る予防接種であること
- ・令和6年4月1日以降に接種した予防接種であること(ロタウイルスを除く)

助成額

一部または全額

※接種ワクチンによって助成上限額が異なりますので、詳細は健康増進課へお問い合わせください。

手続きの流れ

1. 助成対象認定申請書の提出（申請者→市）

助成金の交付を希望される方は、「佐野市骨髄移植手術その他の理由による予防接種再接種費助成対象認定申請書」（様式第1号）に必要事項を記載し、佐野市健康増進課（3階）へ提出してください。

※必ず過去の予防接種の記録が確認できる資料（母子健康手帳等）を添付してください。

過去の接種記録が確認できないときは、認定されない場合があります。

※再接種を開始するにあたっては、主治医（骨髄移植実施医師等）による実施の判断が必要となりますので、申請書内の「医師の理由書」欄は、医療機関に記載していただくください。

2. 助成対象認定通知書の送付（市→申請者）

助成対象の認定がされた場合は、佐野市から申請者に「佐野市骨髄移植手術その他の理由による予防接種再接種費助成対象認定通知書」（様式第2号）が送付されます。

3. 予防接種の実施（申請者→医療機関）

医療機関にて、助成対象の認定がされた予防接種を受け、その接種費用をこの医療機関へお支払いください。

※予防接種を受けた医療機関から、領収書と予診票を必ずもらってきてください。

4. 助成金の交付申請（申請者→市）

予防接種を実施した日から1年以内に、「佐野市骨髄移植手術その他の理由による予防接種再接種費助成金交付申請書兼請求書」（様式第4号）に必要事項を記載し、佐野市健康増進課へ提出してください。

※助成対象予防接種に係る領収書と予診票を添付してください。

5. 助成金交付決定通知書の送付（市→申請者）

助成金の交付の決定がされた場合は、佐野市から申請者に「佐野市骨髄移植手術その他の理由による予防接種再接種費助成金交付決定通知書」（様式第5号）が送付されます。

6. 助成金の交付（市→申請者）

申請者の指定の口座に助成金をお振込みいたします。

健康被害の救済制度

再接種の予防接種は、予防接種法に基づかない任意予防接種となります。接種によって、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が生じ、予防接種によるものと認定された場合、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による被害救済の対象となります。

【問い合わせ先】

佐野市 健康増進課感染症対策係
〒327-8501 佐野市高砂町1番地
TEL:0283(24)5770